

# 「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」取りまとめ (概要)

平成 26 年 3 月 31 日

## 1. はじめに（本検討会の趣旨・検討経過）

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置要件（保育室が 4 階以上の場合）について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について」検討し結論を得ることとされたことを受け、雇用均等・児童家庭局保育課長が建築・消防に関する学識経験者等に参集を求め、検討を行った。

## 2. 保育所における階段設置要件の見直しについて

### (1) 認可保育所の設備運営基準の見直しについて

認可保育所の設備運営基準の見直しについては、現行の設備運営基準において保育室等を 3 階に設置する場合に必要とされている、傾斜路等、特別避難階段に準じた屋内避難階段及び特別避難階段のうち、傾斜路等の「等」である「非常用滑り台」を除く傾斜路（スロープ）、特別避難階段に準じた屋内避難階段及び特別避難階段について、保育室等を 4 階以上に設置する場合にも認められるとされた。

ただし、4 階以上に保育室等を設置する場合の特別避難階段に準じた屋内避難階段については、特別避難階段と同様、一定の要件を満たした排煙設備を設けることとし、乳幼児等が安全に一時待避するために必要な広さの空間を確保することが必要とされた。

### (2) 認可外保育施設指導監督基準の見直しについて

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年雇児発第 177 号）により行われているが、同基準の保育室を 4 階以上に設置する場合についても、認可保育所と同様、傾斜路、特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段を追加するのが適当とされた。

## 3. 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項について

検討会においては、保育所を建物の高層階に設置する場合を想定し、4 階以上に設置する場合の避難用の施設又は設備について検討を行ったが、その際、階段というハード面だけでなく、保育所を高層階に設置する場合に事前に検討すべき事項についても、併せて検討を行い、取りまとめを行った。

今回の設備運営基準等の見直しに当たっては、今回取りまとめられた検討事項について、地方自治体や保育所関係者に周知し、認可の事務や日頃の指導監督、避難訓練、消火訓練の際に活用できるようにすべきである。

## 4. おわりに（今後の検討課題）

今回、基準の見直しの検討と併せて、保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項を取りまとめたが、あくまでも事前検討事項であり、より具体的なガイドラインのようなものがあることが望ましい。

現在、関連する学会等において研究が行われており、ガイドラインができれば、それを保育所等の現場で活用されるようにしていくことが必要である。

## (参考1) 見直し案

※下線部を追加

階	区分	施設又は設備 (現行)	施設又は設備 (見直し案)
二階	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段 屋外階段
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 屋外傾斜路等 屋外階段	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 屋外傾斜路等 屋外階段
三階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 屋外傾斜路等 屋外階段	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 屋外傾斜路等 屋外階段
四階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用		特別避難階段に準じた屋内避難階段 (排煙設備を有するもの) 又は特別 避難階段 屋外傾斜路 屋外避難階段

※ 認可保育所の設備運営基準においては、認可保育所において2階以上に保育室等を設ける場合、上記に掲げる施設又は設備について、常用及び避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならないこととされている。

## (参考2) 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項

### 【保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項】

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育室の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建物の場所や他の入居者などといった当該建物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

#### 1. 保育室を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。  
※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。
- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

#### 2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

#### 3. 災害への備えと避難訓練の実施

##### (1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。
- ④ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の改正により、平成26

年4月1日から、保育所が入居する3階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が30名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

## (2) 避難訓練の実施

- ① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。

特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベータが設置されている場合には、非常用エレベータによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

- ④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

- ⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。

- ⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。